

独法整理合理化計画(総論)への対応(案)

20. 2. 28

	計画に記載された事項	主 体	これまでの対応	具体的な対応案
Ⅲ.	<b>独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置</b>			
1	<b>独立行政法人の効率化に関する措置</b>			
(1).	<b>随意契約の見直し</b>			
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。	法人	今回の整理合理化計画策定の作業と同時進行で見直しが実施済。各法人とも20年4月までに対応予定。	年度評価の際にチェック 対応年度:19年度内
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	法人	今回の整理合理化計画策定の作業と同時進行で見直しが実施済。各法人とも20年度以降において対応予定。	年度評価の際にチェック
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	法人	同上	年度評価の際にチェック
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、 <u>評価委員会による事後評価</u> において、それぞれ厳正にチェックする。	評価委員会 監事 監査人	事後評価の際、各分科会において、 <u>随意契約を含む契約一般</u> について、評価の対象としている。	年度評価の際にチェック
(2).	<b>保有資産の見直し</b>			
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。	法人		年度評価の際にチェック 行革事務局法整備の検討中(P)
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。	法人		年度評価の際にチェック

	計画に記載された事項	主体	これまでの対応	具体的な対応案
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。	法人		年度評価の際にチェック
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	評価委員会 監事		年度評価の際にチェック
(4).	<b>給与水準の適正化等</b>			
①	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。			
ア	各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	法人	行政改革の重要方針(平17年12月閣議決定)に基づく総人件費改革の推進(18年度以降5年度で5%の削減)	年度評価の際にチェック
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	主務大臣		年度評価の際報告
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのもの見直し等適切に対応するよう要請すること。	主務大臣		年度評価の際報告
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	主務大臣		年度評価の際報告
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	法人		年度評価の際にチェック
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	法人		年度評価の際にチェック
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	評価委員会 監事	「独立行政法人の役職員の給与等の水準」(総務省取りまとめ)を評価委員会で配布。	年度評価の際にチェック

	計画に記載された事項	主 体	これまでの対応	具体的な対応案
2	<b>独立行政法人の自律化に関する措置</b>			
(1).	<b>内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備</b>			
②	<b>関連法人等との人・資金の流れの在り方</b>			
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	評価委員会 監事 監査人	年度評価の際、各分科会において、随意契約(を含む契約一般)について、評価の対象としている。	年度評価の際にチェック
④	<b>監事監査等の在り方</b>			
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	評価委員会		年度評価の際に対応
⑥	<b>事後評価の在り方</b>			
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。	主務大臣		次期中期目標策定時に対応
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	評価委員会		年度評価の際にチェック
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	評価委員会		
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	評価委員会		*「Ⅲ 2 (1) ① オ」に掲げられている各法人の意見募集と一体的に対応 (参考)「Ⅲ 2 (1) ① オ」各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	法人		年度評価の際にチェック
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	行革事務局 総務省		行革事務局法整備の検討中(P) 対応年度:20年内の早期に結論

(注1) 表中各事項の取組み実施時期については、整理合理化計画において、「具体的な対応案」の欄中に記載のあるものを除き、「原則として平成22年度末までに措置する。」こととされている。

(注2) 表中継続検討とされた課題については、「原則として1年以内に結論を得るよう努める。」こととされている。